これは1993年8月6日付の中国新聞朝刊に掲載した全頁意見広告です。

意見広告

平和への希望「憲法九条」を世界に広めよう

ARTICLE NINE – A CONSTITUTION FOR A WORLD THAT WANTS PEACE

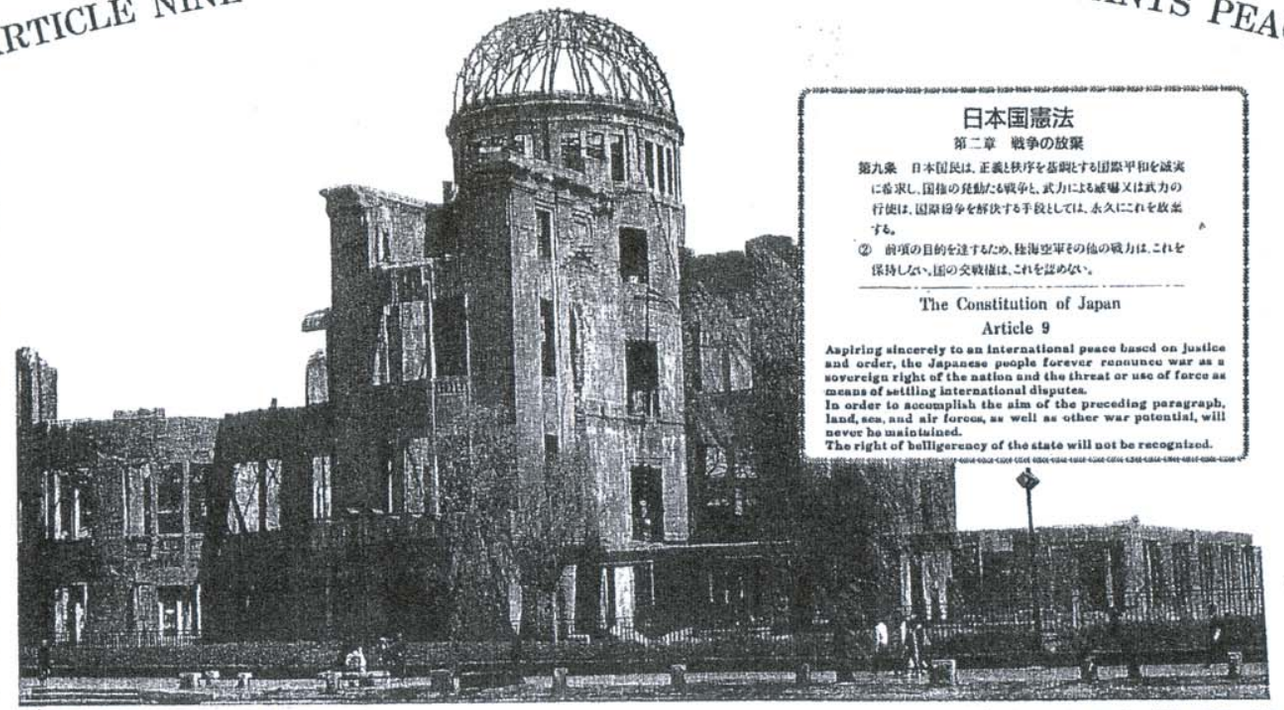

日本国憲法

第二章　戦争の放棄

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

The Constitution of Japan

Article 9

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.
In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained.
The right of belligerency of the state will not be recognized.

フィリピンの友人へ

●「第九条の会ヒロシマ」とその賛同者は、第二次世界大戦中に日本がフィリピンを占領し、貴国民に多大の物質的精神的苦痛を与えたことを陳謝します。また、第二次世界大戦中に洗脳されて日本軍将兵に性奴隷にされたフィリピン人女性に対して十分な保障をするよう日本政府に要請します。さらに、現在、在日中のフィリピン人労働者（特に従興業に従事する女性）、その他の在日フィリピン人、および日比両国における日本人とフィリピン人の間に生れた子どもの人権を保障し、日本の暴力団によるフィリピン人女性および子どもの性に絡む人身売買を厳しく取り締まり、日本企業および日比合弁企業がフィリピンの森林資源、農産物、海洋資源の日本への輸入に当たって、フィリピンの資源主権を犯すことのないよう、日本政府に要請します。私たちは、貴国と暴力からの解放、民主化と平和のために戦っているフィリピン国民の勇気ある行為を支援し、彼らと連帯することを誓います。

●「第九条の会ヒロシマ」とその賛同者は、日本の自衛隊がフィリピンその他のアジア諸国を再び侵略することのないよう、日本国憲法、特に戦争放棄を謳った日本国憲法第九条（前掲）を守り抜くことを宣言します（文案作成に当たっては、3人の在日フィリピン人女性のご意見を参考にしました）。

上記は8月15日付、フィリピンの日刊英字紙「フィリピン・デイリー・インクアイアラー」に掲載予定の意見広告です。（英訳およびタガログ語で掲載）

【第九条の会ヒロシマ】意見広告事務局
〒730 広島市中区大手町4-3-10 広島YWCA内
世話人代表　岡本三夫
郵便振替（広島9-5309）「第九条の会ヒロシマ」
▶お問い合わせ ☎(082)244-0271(FAX兼用)

今だから、今こそ、憲法九条を守りたい！
「第九条の会ヒロシマ」へのご入会を歓迎します！

93年　中国新聞　広島県（全15段）